

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

株式会社 結設計(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表取締役 藤原 昭夫

法人番号

申請団体の住所

東京都中央区日本橋堀留町2-5-7クレストフォルム日本橋1005

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都中央区日本橋堀留町2-5-7クレストフォルム日本橋1005

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

----- 3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ シアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ シアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

--

(2)公正な事業実施について

--

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

--

(4)情報公開について（情報公開同意書）

--

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

--

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

家・人・町再生プロジェクト

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	家・人・町再生プロジェクト			
	事業名（副）	空き家空き地の拠点化整備で子供の体験格差解消と地域再生の支援事業			
	団体名	株式会社結設計	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4		①-1全国ブロック			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援

⑨ その他

－

(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④ 働くことが困難な人への支援

⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥女性の経済的自立への支援

⑨ その他

○

(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

○ ⑨ その他

その他の解決すべき社会の課題

親の家から独立し、市街地に住む子世代家族の家は狭くなり、特に貧困やシングルマザーの家の子等は、自然の中での身体的体験や地方文化風土の体験が得にくくなり、一方子世代が戻らない親の家の地域は寂れて空き家が増大していくだけである。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
10.人や国の不平等をなくそう	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	今日の貧困や居住家屋の狭さと多忙な親の状況等により、子ども大人も自然や地域文化に直に触れる身 体的体験に格差が生じている。それは子供にとっての創造力形成に偏りをもたらし、大人にとって は、閉塞的生活を強いる状況を生んでいる。この状況に、増えつつある全国の空き家を、自然や地域 風土を体験する拠点に活用する仕組みで、体験格差を解消し、地域活性化に繋げる。
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	親から子が独立して、職場近くの市街地の狭い家に住み、戻って来なくなって寂れていく地域の空き 家・空き地を、多種多様な体験の拠点として再生し、地域風土や自然に詳しい空き家の管理者たち が、多様な体験情報を紹介し、狭い居住環境で窮屈な思いの子供らを含んだ多くの市街地居住者に提 供できる仕組みを創ることで、寂れていく地域を活性化し、市街地居住者の体験格差を解消する支援 を行う。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	164/200字
1， 建築、土木、造園の設計、施工及び監理 2， 1号関連資材の製作及び販売 3， 都市や地域の環境整備の調査計画 4， 建築と設備の保守管理 5， 催事の企画運営 6， 出版物の企画 7， 広告及びマーケットリサーチ 8， 不動産の評価、売買、賃貸及び斡旋 9， インターネット利用の情報提供サービス、10， ウェブサイトの企画・製作・管理運営	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
申請団体は戸建ての注文住宅や集合住宅の設計監理する設計事務所である。市街地の狭い住宅も、郊外の広い住宅も数多く経験してきた。そこで、社会構造からくる居住環境の問題に、単一の 事務所の限界を感じている。また建築の環境に負荷を与える宿命を、逆転すべく、新建材を極力使用せず、循環型素材の木材を多用する建築工法「FSU工法」を開発し、第三者機関による構造 評定や国交省の準耐火構造外壁の認定を取得してきた。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2024/11/1	(終了)初期	2026/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	空き家空き地を多様な体験拠点として環境整備し、その地で可能な多種多様な体験を見直し紹介提供する管理者、およびその拠点の環境整備支援を行う全国各地の建築の専門家を含めた各種NPOや組合、協会等の団体が対象となる。					(人数)	全国各地の空き家・空き地をその管理者が地域に合った体験拠点として、環境整備をするノウハウを確立するパイロット事業である。そのため、体験拠点を多く必要とする10地域に整備支援する実行団体を募集し、各地域に5箇所の体験拠点整備を先駆けて実際に行い、助成金を分配することを考えている。	
最終受益者	貧困や狭い居住環境で、本来誰もが得られたはずの地域文風土の身体的体験が得にくい状況で、結果として体験格差の状態にある子供や居住者が、空き家・空き地の体験拠点化整備支援事業によって、容易に多様な体験が得られ、リフレッシュし、その体験活動でその地域も活性化し、関係人口を増やすことになる。					(人数)	拠点化された空き家空き地で体験活動を行う子供たちやその親たちを対象とするので、今回のパイロット事業だけでも、平均3人家族が毎月新たな体験をできるようにするとして、パイロット10地域×5拠点×3人家族×12ヶ月＝1800人にはその恩恵が行き渡り、その後の拠点整備の普及でその地域の多くの人々が恩恵をえられるようになる。	
事業概要	親世代の広いが寂れゆく郊外の空き家又はその予備群地域と、そこを出た子世代の便利だが手狭で息詰まる住居群とそこの子供達に生じる体験格差という、日本の居住構造が生み出す問題は当分続き、その改善は個人や地域だけでは限界がある。むしろ空き家の余剰空間は、手狭な住まいで窮屈な生活をする家族にとって、地域の自然や文化風土等の身体的体験を手軽に得られる拠点となりうる空間資源である。又地域風土に詳しい空き家の管理者が紹介する体験は、リフレッシュ感覚だけでなく、空き家で寂れる地域を活性化する触媒となり得る。そこで、空き家・空き地の管理者が、経済的不安なく拠点整備ができるよう、事前に月会費で利用してくれるサポート会員を、必要数確保してから行う事業とする。その上で会員には、その登録拠点だけでなく、全国各地の拠点も空いていれば、予約利用できる仕組みにすることで、各地の体験もできる魅力となり、関心も増し行動範囲が広がり、親の多忙で延期させられる体験も年間計画を立てる気にさせる。その拠点は全国から利用者が集まり、関係人口が増え、運営も安定する。そのための各地の拠点紹介と検索や会費徴収、及び利用予約の代行機能等を備えたポータルサイトを分配団体が構築し、拠点の環境整備支援を行う実行団体を伴走支援し、多様な体験が容易にできる拠点を多く創り続け、体験格差を解消しつつ、その地域の活性化を図る支援事業である。							

594/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	990/1000字
今日の子供の置かれた環境、特に市街地の貧困やシングルマザーの子供たちにとっては、住まいが職場の近くにある必要性から市街の密集地という、居住地としては劣悪な環境になる傾向がある。四半世紀前までであれば誰でもごく普通に得られた自然環境や文化風土での身体的体験が、単なるスマホやテレビの視覚的画像体験に取って代わり、子供らの創造力(想像力)形成に、取り返しのつかない体験格差が、目に見えない形で進行している。しかもそれは子供だけでなく、その親にとっても住まいは職場近くにある必要性から、市街地価格の土地のため狭い家やマンションにならざるを得なく、多忙で窮屈な思いをしながら、自然体験の少ない生活になっている。これは近年の日本全国の市街地とその周辺の普遍的居住構造に起因している。つまり子世代が就職や結婚を機に、親の広い家から価格の高い市街地の無駄のない手狭な家かマンションに移り、かつての広い親の家ではできた多彩な自然や文化風土及び家庭内歳事の体験はできなくなり、合理的ながら、ネット商品に囲まれた寝食だけの息の詰まる暮らしになり、子供に些細な自然体験ですらさせてあげられなくなっている。思いついたように気分転換しようと出かけるにも、遠くの観光地やリゾート地は、観光客で溢れ、行きも帰りも渋滞に巻き込まれ、疲れに行くだけせある。一方子世代に出て行かれた親の家は、子が引き継ぐにも生活形態が合わず同居は難しく、転売するにも値が下がり、空き家として放置され、朽ちて、その地域は寂れていく状況にある。この居住構造はしばらく変わりそうにない。 この状況の改善は個々の家族や、地域の努力に期待しても限界があり、むしろこの構造を全国一様と捉え、寂れる市街周辺の空き家等の余剰空間を、手狭な住まいの住人を生き返らせる空間資源と見ることが出来る。息詰まる生活の場から手頃な近さのところに、子世代がその土地の自然や風土の多様な身体的体験を手軽に得られる活動拠点として、空き家・空き地の管理者が無理なく整備・運営できれば、寂れつつあるその地域を体験活動で活性化しながら、体験格差をなくす可能性を秘めた資源と考えられる。場合によって、親世代が住む広い家は傷んで管理も難しくなるから、親世代専用の小さな家を近くに建て、元の広い家を体験拠点として整備し、賃料を得て健全に保つ、一つのロールモデルの提案にもなる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	194/200字
子供の体験格差を行政は意識していない。体験や教育は10年後20年後に結果が出る。社会で自信をもって生きていくには創造力(想像力)が問われる。それは子供の頃の身体的遊びや体験で培われる。今日は用意された回答を選ぶ遊びが殆どで、自分で可塑的に見出す力の養成にはならない。空き家で地域が寂れていく課題に、行政は効果的施策が見当たらず、個々の家族や地域が解決すべき問題として見ているように思われる。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	194/200字
狭い敷地と限られた予算の中で、狭くとも何とか快適な生活ができるよう、または二世帯住宅や単身者世帯、あるいは既存家屋のリフォーム等の住宅設計を建築設計者たちは日々行っている。その中で、予算の限られた若い方の住まいでは、毎日の生活の合理性が優先され、非日常的体験の空間がどうしても二の次になってしまう。子供たちの多様な体験の場を用意してあげるのは設計の技術だけでは限界があると日々感じている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
今回の事業は、今後も続く問題解決のためのインフラ整備で、狭い住まいでの体験格差と空き家の増大で寂れゆく地域の現象を、解決のために有効に働くパイロット(先導)事業である。この事業は寂れる地域を会員制の体験活動で関係人口を増やすことで活性化し、空き家と地域を再生し、窮屈な住まいで体験格差を強いられている家族に生きる意欲を再生し、今後の空き家を含めた居住環境整備の在り方のロールモデルとなる意義がある。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
今後とも親から独立して、若い子世帯が住む家の多くは当分狭い状態が続き、出て行かれた親世帯の地域の空き家も増大し、益々寂れる状況にある。それが、今回の体験拠点整備化支援事業で、空き家・空き地が、多種多様な体験の拠点となりうる可能性を実証することになり、その地域に普及し関係人口が増え、活性化の兆しが伺える。そのことで、5年後にはその地域だけでなく、他の地域の空き家空き地も拠点化を検討することになり、各地の風土や文化が見直され、多様な体験拠点が普及整備されていく。市街地の狭い住まいで体験格差や、窮屈な生活を強いられていた市民たちは、容易に多様な体験を得る機会を得られるようになり、リフレッシュ(再生)する。朽ちていくしかなかった建物は健全化して再生する方法を見出し、整備する関係者や職人の技術も継承され、建物と地域の価値評価も向上し、再利用や購入の需要も生まれ、寂れていたその地域も再生することになる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
終了時の分配団体は、各地の拠点紹介や利用のルールが確立し、予約受付等、連携のためのポータルサイトが構築でき、実行団体は整備拠点を予定数整備運営し、利用が容易になり、体験格差減少と地域活性化の兆しが見える。		アウトカムの定量的指標は拠点整備できた数で測り、定性的指標は、その拠点の待ち受けサポート会員の数と、そこをどれだけの人が訪れて利用したかで明らかになる。	ポータルサイトの構築が始まり、そこに掲載予定の、拠点化希望の空き家・空き地の紹介と、会員の募集要項の製作が始まり、各地の体験紹介の掘り起こしや紹介の仕方の検討が始まる。		予定された拠点数が整備され、その拠点の必要サポート会員数が登録され、各拠点のその地域らしい多様な体験が魅力的に紹介され、利用者がまた来たいとする数及び利用者数で評価ができる。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
終了時、分配団体は各地の体験拠点の整備と運営の共通ノウハウが確立し、伴走支援の体制が整えられ、講習会開催で研鑽共有され、各地域の実行団体が関係団体と連携し、多様な体験を洗い出した紹介と、拠点整備がなされ、体験を求める利用者が来て、地域活性化が伺える。		アウトカム指標は、分配団体のポータルサイトの整備拠点の紹介ページに、掘り起こした体験とその活動状況が表示される。さらにどんな体験活動拠点が増えているか、会員数含めて表示されるので分かる。	プラットフォームの拠点紹介欄に、拠点化予定の空き家・空き地と可能な体験活動が表示されている。		実際にどんな拠点が整備運営されたかが表示され、3年後にはどんな拠点が整備運営され、どんな体験活動が人気を博しているかが表示されて分かる。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
資金分配団体は拠点整備の伴走支援のため、拠点利用を会員制にして整備前に必用会員数を募集登録し、その会員は全国の拠点を予約利用できるポータルサイトを構築し、拠点整備の普及と安定化を図る。その上分配団体からの助成で、環境整備の施工支援する実行団体は、整備費等にも一部活用し、質の良い拠点整備が数多くでき、子供らの多様な体験を容易にし、地域を活性化する。	2024年11月から2026年2月	174/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
非資金的支援として、拠点が近場だけでなく、全国各地で予約利用できるよう、分配団体はポータルサイトで紹介する各地の拠点の体験活動を、全国的視野でその土地の魅力を洗い出し、建築的環境整備も独自の魅力を地域の関係団体とで生み出し、実行団体が持続的に活動ができるよう伴走支援し、子供らの多様な体験を容易にし、地域の活性化を促す。	2024年11月から2026年2月	160/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	今回の事業案内をポータルサイトに掲載できしだい、各拠点の体験活動の掘り起こしを兼ね、「私の推す、この町の風景と体験の写真コンテスト」等の企画をSNS等で募集を関係団体と連携して行う。その応募情報をもとに、体験活動の紹介内容の資料形成を図る。さらに拠点整備の際、その費用捻出の一助とその拠点会員募集の広報活動を兼ねて、クラウドファンディングの活用を奨め、その企画書づくりを伴走支援していく。	194/200字
連携・対話戦略	ポータルサイトが用意でき次第、今回の事業の案内を、各地の自治体の移住促進課はもちろん、商工組合や観光協会及び各種産業組合並びに各地の空き家バンクや不動産仲介事業者等に送付し、連携を呼びかける。その上で、広報戦略にも連携協力をお願いする。	118/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	子世代の独立で生じる、広い空き家予備軍となる郊外の親の家と、狭い市街地の子世代の家、という日本の居住の二重構造は当分続くと思われる。これは、全国共通の社会課題である。私たちの事業はその課題を、資源と捉え直すことで社会構造を修復(再生)しようという提案である。今回の助成事業はそれを社会に定着させ、インフラとするための呼び水となるパイロット事業である。そのため分配団体は、拠点利用を会員制にし、利用者への多様な拠点の紹介とその検索及び各拠点の必要収益に見合った必用会員数(計算式特許申請中)の募集と登録・会費徴収代行並びに利用予約のできるポータルサイトを構築し、会費の一部を運営経費とすることで継続を図り、各地の拠点の運営の安定に寄与する。分配団体の拠点整備支援の手法が確立し、各地で応用事例ができれば、社会的認知が進み、空き家・空き地の再生モデルとなり、普及し、持続可能な事業であり続ける。	395/400字
実行団体	空き家・空き地の体験拠点のモデルがない段階では、持て余している家屋敷の管理者も、体験拠点としての意味と価値及び運営の安定の仕組みも理解し、整備したいと思っても、踏み出せない心理は予想できる。そこに今回の助成事業は、環境整備資金の一部に助成金を活用できるアドバンテージを提示し、一歩踏み出す契機となる。また、著名でない観光地でも、各地の拠点整備で提案する可能な体験にどんなことが提案できるか、自治体や観光協会、各種協同組合関係者等々と協議する中で、改めて地域の自然や風土の魅力を見直す作業でも、初期は手間取ることが予想される。それにも今回の助成事業は、分配団体の伴走支援で視点を広げる効果があり、地域の活性化の初動発進のきっかけを提供することになる。その手法が形成できれば、実行団体もその後の貴重な財産となり、回を重ねる毎に内容も洗練され、助成がなくても自動的に拠点整備が普及していくことになる。	397/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	20/800字
中間支援組織としての助成事業の実績なし。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	116/800字
申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績について、株式会社かいアソシエイツ行った、岩手県盛岡市の景観調査と岩手県景観条例策定のための一連研究事業及び千葉県佐倉市のホーム計画に、株式会社結設計として、伴走協力した。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	10団体	
(2)実行団体のイメージ	地域の体験情報に詳しい、或いは実際に体験サービスを実施している団体及びその関係者、農林漁業等産業関係組合、或いは建築や造園関連事業者で、空き家・空き地を地域の体験拠点として、健全な環境整備(地域の自然や伝統風土等の体験情報収集や創造、快適な宿泊居住のための耐震や断熱等建築性能の向上リフォーム、体験広場やアトラクション等) 事業を可能とする団体。	172/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1700万円／1実行団体	12/200字
(4)案件発掘の工夫	分配団体のポータルサイトに今回の事業の専門の案内を掲載のうえ、各地域の、森林組合、郷土史研究会、観光組合、旅館組合、建築関係団体等に案内を出して、実行団体の募集を行う。同時に空き家バンク、自治体の関係部署及び各種メディアに案内を掲載し、拠点化事業に関心を持つ管理者を募集し、その状況をポータルサイトに公開する。。	156/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	基本的には関係者全員で協議しながら事業を推進していく。その中で担当責任者として、本事業の計画立案と統括責任及び会計は藤原昭夫、計画内容の細部の事務処理はPO兼ねて新たに専門従事者として雇用する。ポータルサイトの構築は専門事業者の株式会社しなやかデザインと協力しながら進める。実行団体の募集と伴走支援は加藤義弘が担当し、具体的拠点整備の手法確立は、全員でその状況に合わせて協議しながら実施していく。							198/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
			既存PO人数	2	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	改めて整備予定							7/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし							

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/11/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	家・人・町 再生プロジェクト	
	団体名	株式会社結設計	

	助成金
事業費	197,061,145
実行団体への助成	170,000,000
管理的経費	27,061,145
プログラムオフィサー関連経費	10,195,000
評価関連経費	4,370,000
資金分配団体用	4,370,000
実行団体用	0
合計	211,626,145

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	59,874,420	137,186,725	0	0	197,061,145
実行団体への助成	50,000,000	120,000,000			170,000,000
－					
管理的経費	9,874,420	17,186,725	0	0	27,061,145

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,575,000	6,620,000	0	0	10,195,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,000,000	4,800,000	0	0	6,800,000
その他経費	1,575,000	1,820,000	0	0	3,395,000

3. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,410,000	2,960,000	0	0	4,370,000
資金分配団体用	1,410,000	2,960,000	0	0	4,370,000
実行団体用					0

4. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	64,859,420	146,766,725	0	0	211,626,145

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	30,000,000	86.8%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名		株式会社結設計	
郵便番号		103-0012	
都道府県		東京都	
市区町村		中央区	
番地等		日本橋堀留町2丁目5-7クレストフォルム日本橋1005	
電話番号		03-5651-1931	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	office@yui-sekkei.co.jp	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		1977/11/01	
法人格取得年月日		1987/11/06	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	フジワラ アキオ
	氏名	藤原 昭夫
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	3
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	0

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（倉子1～3）は削除のうえ倉子1より入刀してください。

- [各欄の入力方法と注意点]

- 必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	家・人・町 プロジェクト
団体名:	株式会社 結設計
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議 (過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役の監査に関する規程				
監査役職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員の報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(6) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

定 款

第1章 (総則) 左材料面詰む又幾端の左材料る下行發)

(商 号)

第1条 当社は、**株式会社 結設計**と称する。(幾端の幾材料む又左各5端の左材料)

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築、土木、造園並びに室内装飾の設計施工及び監理
2. 1号に関連する資材の製作及び販売
3. 都市やその他の地域における環境整備の調査、計画及び設計
4. 建築物の保守管理
5. 催事の企画運営
6. 出版物の企画
7. 広告及びマーケットリサーチ
8. 不動産の鑑定評価、売買、賃貸及び斡旋
9. 上記各号に関連するコンサルタント
10. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を **東京都千代田区 中央区** に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、**官報**に掲載してする。

第2章 株式 宝

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額) 章I第

第5条 当社の発行する株式の総数は、160株とする。

当社の発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の消滅についても同様とする。

(株券の再発行)及び議長)

(委員)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求する
には、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を
添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式
による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添え
て提出しなければならない。

(手数料)役)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払
わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

(委員の調査並びに取締役)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで
株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定す
るため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の
記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは
代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当
会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも
その事項につき、同様とする。

(営業年度)

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に
招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

株 式

(行会再の材料)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(株主手)

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

(日本基む又賤閑の藝各主料)

第17条 当社の取締役は7名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は毎年 月 日から翌年

10月31日までの年 期とする。

(利益配当)

(最終決算年度の会計年度)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載され
た株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領され
ないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

取締役会が、おのづから必要と認める、

第26条 株主総会の決議は、決行し、

その決議は、

(会計年度)

、

、

、

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は、7 名以内とし、

(会計年度)

、

、

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 第6章 附 則は、株主総会において議決権のある株

(株主総会の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主)

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、 額面株式

40 株とし、その発行価額は1株につき 5万 円とする。

(取締役及び監査役の任期) 章 第2章

(最初の営業年度) 在任の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から 昭和63

年10月31日までとする。

、

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終

の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住 所)

額面株式

8

株(氏名)

藤原昭夫

(住 所)

額面株式

8

株(氏名)

中安博司

(住 所)

額面株式

4

株(氏名)

金子和守

(住 所)

額面株式

4

株(氏名)

藤原洋子

(住 所)

額面株式

4

株(氏名)

鳥井惣助

(住 所)

額面株式

4

株(氏名)

山城正幸

(住 所)

額面株式

4

株(氏名)

緑川達登志

以上 株式会社 結設計

を設立のため、

この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和 62 年 11 月 1 日

るあついはろ

利益配分金がその後も株主の利益に3年を経過しても受領され

(酒 田)

(酒 田)

(酒 田)

(酒 田)

(酒 田)

(酒 田)

(酒 田)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終
の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

登簿昭和 62 年 第 120 号

この定款の署名者 藤原 昭夫 外 5 名の代理人

兼署名者 金子 和守 は本職の面前において

各本人は自己の記名捺印を自認した旨を陳述した

よつてこれを認証する

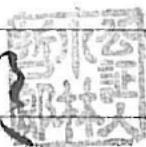
昭和 62 年 11 月 6 日 日本職役場において

東京都千代田区鍛冶町1丁目7番5号

東京法務局所属

公証人





公証人役場

現在事項全部証明書

東京都中央区日本橋堀留町二丁目5番7-1005号
株式会社結設計

会社法人等番号	0100-01-031427	
商号	株式会社結設計	
本店	東京都千代田区東神田一丁目11番1号	平成7年9月1日移転

	東京都中央区日本橋堀留町二丁目5番7-1005号	平成12年11月1日移転
		平成12年11月1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和62年11月6日	
目的	1 建築、土木、造園並びに室内装飾の設計、施工及び監理 2 1号に関連する資材の製作及び販売 3 都市やその他の地域における環境整備の調査、計画及び設計並びに施工及び監理 4 建築物及び附帯設備の保守管理 5 催事の企画運営 6 出版物の企画 7 広告及びマーケットリサーチ 8 不動産の鑑定評価、売買、賃貸及び斡旋 9 インターネットを利用した各種情報提供サービス 10 ウェブサイトの企画、制作、管理運営 11 上記各号に関連する情報の収集及び管理、販売 12 上記各号に附帯する一切の業務 13 上記各号に関連する各種申請代行及び保険代理業務 平成19年5月31日変更 平成19年6月4日登記	
発行可能株式総数	480株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金1000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 藤原 昭 夫	平成27年12月17日重任 平成28年 5月18日登記
	取締役 猪 野 範 子	平成27年12月17日重任 平成28年 5月18日登記
	取締役 藤 原 よ し	平成27年12月17日重任 平成28年 5月18日登記
	 代表取締役 藤原 昭 夫	平成27年12月17日重任 平成28年 5月18日登記
	監査役 藤 原 洋 子	平成26年12月17日重任 平成28年 5月18日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 5月18日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記



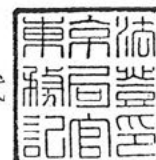
これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 6年 7月 9日

東京法務局
登記官

佐 藤 美 智 代



建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

東京都知事殿

令和4年 1 月 6 日

一 級
二 級
木 造

建築士事務所

東京都知事登録第 36525 号

所 在 地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目5番7 - 1005号

電話番号 03-5651-1931

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社 結設計

代表取締役

藤原 昭夫

事務所登録年月日 平成30年 1 月 6 日

事業年度 令和2年 11 月 1 日 ～ 令和3年 10 月 31 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

作成担当者氏名 岡坂

部 署 名

電 話 番 号 03-5651-1931

メールアドレス office@yui-sekkei.co.jp

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 89.41㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～ R3. 3. 30
埼玉県	診療所	木造 2階建て 延 144.08㎡	設計及び工事監理	R2. 9. 17 ～ R3. 7. 24
東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 171.68㎡	設計及び工事監理	R2. 7. 1 ～ R3. 8. 31
千葉県	専用住宅	木造 2階建て 延 238.03㎡	設計及び工事監理	R2. 10. 5 ～R3. 11. 19
東京都	店舗	木造 2階建て 延 36.40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中
東京都	専用住宅	木造 平屋建て 延 66.45㎡	設計及び工事監理	R2. 12. 28 ～継続中
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 116.61㎡	設計及び工事監理	R3. 4. 7 ～継続中
東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～継続中
千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98.15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～継続中
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～継続中
千葉県	診療所	木造 増築工事 2階建て (申請部) 延 34.24㎡	設計及び工事監理	R3. 6. 19 ～継続中

(第三面)

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
藤原 昭夫	一級建築士 管理建築士	第 109948 号		2019年6月26日			
藁科 寛子	一級建築士	第 336302 号		2019年2月14日			
計 名		一級建築士 二級建築士 木造建築士	2 名 名 名	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 名 名			

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

新宿太郎

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

所属建築士の 氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 89.41㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～ R3. 3. 30
藤原 昭夫	埼玉県	診療所	木造 2階建て 延 144.08㎡	設計及び工事監理	R2. 9. 17 ～ R3. 7. 24
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 171.68㎡	設計及び工事監理	R2. 7. 1 ～ R3. 8. 31
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	木造 2階建て 延 238.03㎡	設計及び工事監理	R2. 10. 5 ～R3. 11. 19
藤原 昭夫	東京都	店舗	木造 2階建て 延 36.40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造 平屋建て 延 66.45㎡	設計及び工事監理	R2. 12. 28 ～継続中
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 116.61㎡	設計及び工事監理	R3. 4. 7 ～継続中
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～継続中
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98.15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～継続中
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～継続中
藤原 昭夫	千葉県	診療所	木造 増築工事 2階建て (申請部) 延 34.24㎡	設計及び工事監理	R3. 6. 19 ～継続中

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

[illegible]

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

東京都知事殿

令和4年 11 月 1 日

一 級
二 級
木 造

建築士事務所

東京都知事登録第 36525 号

所 在 地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目5番7 - 1005号

電話番号 03-5651-1931

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社 結設計

代表取締役

藤原 昭夫

事務所登録年月日 平成30年 1 月 6 日

事業年度 令和3年 11 月 1 日 ～ 令和4年 10 月 31 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

作成担当者氏名 岡坂

部 署 名

電 話 番 号 03-5651-1931

メールアドレス office@yui-sekkei.co.jp

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
千葉県	専用住宅	木造 2階建て 延 238.03㎡	設計及び工事監理	R2. 10. 5 ～R3. 11. 19
千葉県	診療所	木造 増築工事 2階建て (申請部) 延 34.24㎡	設計及び工事監理	R3. 6. 19 ～R4. 4. 26
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 116.61㎡	設計及び工事監理	R3. 4. 7 ～R4. 6. 23
千葉県	専用住宅	RC造 7階建て内5階専有部 延 78㎡	内装工事 設計及び工事監理	R3. 7. 1 ～R4. 7. 4
東京都	専用住宅	木造 平屋建て 延 66.45㎡	設計及び工事監理	R2. 12. 28 ～R4. 7. 20
東京都	店舗	木造 2階建て 延 36.40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中
東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 110.87㎡	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～継続中
千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98.15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～継続中
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 115.33㎡	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～継続中
岩手県	専用住宅	木造 平屋建て 延	設計及び工事監理	R4. 4. 30 ～継続中
東京都	共同住宅	RC造 8階建て 延 1498.42㎡	修繕工事 設計及び工事監理	R4. 5. 13 ～継続中
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 6. 14 ～継続中
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 7. 21 ～継続中
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 9. 14 ～継続中

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
藤原 昭夫	一級建築士 管理建築士	第 109948 号		2022年6月21日			
藁科 寛子	一級建築士	第 336302 号		2022年2月10日			
森田 容子	一級建築士	第 367864 号		2022年7月8日			
計 3 名	一級建築士 二級建築士 木造建築士	3 名 名 名			構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名	

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。

2 〔例〕

新宿太郎

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

所属建築士の 氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	木造 2階建て 延 238.03㎡	設計及び工事監理	R2. 10. 5 ～R3. 11. 19
藤原 昭夫	千葉県	診療所	木造 増築工事 2階建て (申請部) 延 34.24㎡	設計及び工事監理	R3. 6. 19 ～R4. 4. 26
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 116.61㎡	設計及び工事監理	R3. 4. 7 ～R4. 6. 23
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	RC造 7階建て内5階専有部 延 78㎡	内装工事 設計及び工事監理	R3. 7. 1 ～R4. 7. 4
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造 平屋建て 延 66.45㎡	設計及び工事監理	R2. 12. 28 ～R4. 7. 20
藤原 昭夫	東京都	店舗	木造 2階建て 延 36.40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 110.87㎡	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～継続中
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98.15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～継続中
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 115.33㎡	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～継続中
藤原 昭夫	岩手県	専用住宅	木造 平屋建て 延	設計及び工事監理	R4. 4. 30 ～継続中
藤原 昭夫	東京都	集合住宅	RC造 8階建て 延 1498.42㎡	修繕工事 設計及び工事監理	R4. 5. 13 ～継続中
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 6. 14 ～継続中
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 7. 21 ～継続中
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R4. 9. 14 ～継続中

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

[illegible]

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

東京都知事殿

令和5年 12 月 12 日

一 級
二 級
木 造

建築士事務所

東京都知事登録第 36525 号

所 在 地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目5番7 - 1005号

電話番号 03-5651-1931

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社 結設計

代表取締役

藤原 昭夫

事務所登録年月日

令和5年 1 月 6 日

事業年度

令和4年 11 月 1 日～

令和5年 10 月 31 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

作成担当者氏名 岡坂

部 署 名

電 話 番 号 03-5651-1931

メールアドレス office@yui-sekkei.co.jp

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
長野県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R5. 8. 30 ～継続中
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R5. 3. 9 ～継続中
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 137. 52㎡	設計及び工事監理	R4. 9. 14 ～継続中
神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 91. 09㎡	設計及び工事監理	R4. 7. 21 ～継続中
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 111. 39㎡	設計及び工事監理	R4. 6. 14 ～継続中
東京都	共同住宅	RC造 8階建て 延 1498. 42㎡	修繕工事 設計及び工事監理	R4. 5. 13 ～R5. 2. 1
岩手県	専用住宅	木造 平屋建て 延 79. 49㎡	設計及び工事監理	R4. 4. 30 ～R5. 11. 10
静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 115. 33㎡	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～R4. 11. 10
千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98. 15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～R4. 12. 12
東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 110. 87㎡	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～R5. 7. 24
東京都	店舗	木造 2階建て 延 36. 40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中

(第三面)

所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
藤原 昭夫	一級建築士 管理建築士	第 109948 号		2022年6月21日			
藁科 寛子	一級建築士	第 336302 号		2022年2月10日			
森田 容子 (8月31日退所)	一級建築士	第 367864 号		2022年7月8日			

計 3 名	一級建築士 3 名	構造設計一級建築士 名
	二級建築士 名	設備設計一級建築士 名
	木造建築士 名	

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

新宿太郎

東京都

共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建 延700㎡

設計及び工事監理

平成25. 2. 1
平成26. 10. 31

所属建築士の 氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
藤原 昭夫	長野県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R5. 8. 30 ～継続中
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延	設計及び工事監理	R5. 3. 9 ～継続中
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 137. 52㎡	設計及び工事監理	R4. 9. 14 ～継続中
藤原 昭夫	神奈川県	専用住宅	木造 2階建て 延 91. 09㎡	設計及び工事監理	R4. 7. 21 ～継続中
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 111. 39㎡	設計及び工事監理	R4. 6. 14 ～継続中
藤原 昭夫	東京都	共同住宅	RC造 8階建て 延 1498. 42㎡	修繕工事 設計及び工事監理	R4. 5. 13 ～R5. 2. 1
藤原 昭夫	岩手県	専用住宅	木造 平屋建て 延 79. 49㎡	設計及び工事監理	R4. 4. 30 ～R5. 11. 10
藤原 昭夫	静岡県	専用住宅	木造 2階建て 延 115. 33㎡	設計及び工事監理	R3. 9. 16 ～R4. 11. 10
藤原 昭夫	千葉県	専用住宅	木造 地上1階地下1階建 延 98. 15㎡	設計及び工事監理	R3. 7. 23 ～R4. 12. 12
藤原 昭夫	東京都	専用住宅	木造一部RC造 地上2階地下1階建 延 110. 87㎡	設計及び工事監理	R3. 5. 8 ～R5. 7. 24
藤原 昭夫	東京都	店舗	木造 2階建て 延 36. 40㎡	設計及び工事監理	H30. 9. 10 ～継続中

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

[illegible]